

狭山茶輸出販路拡大等委託業務 仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案募集後、埼玉県は委託先候補者として選定された者と協議を行い、協議が整った場合は、当該協議を踏まえ、仕様書を修正の上、契約を締結する。
- ・「3 委託業務の内容（2）」については、今後の新型コロナウイルス感染症の影響により、仕様書の内容の事業実施が困難になることが想定されることから、県職員がフランス等に渡航ができなかった場合の代替案を見積もりと合わせて提案を求める。

1 委託業務名

狭山茶輸出販路拡大等委託業務

2 目的

フランスを中心とした欧州において、狭山茶の販売促進に向けた企画及び現地関係者との商談を実施し、狭山茶の安定的な輸出ルートの確保による輸出拡大に資する業務を委託する。

3 委託業務の内容

（1）欧州における販売拡大業務

ア 業務の対象範囲

フランスを中心とした欧州

イ 業務の内容

フランスを中心とした欧州において、営業や商談に向けた準備等を行うとともに、商談先等に対するフォローアップにより、狭山茶の販路拡大を行う。

（ア）茶を取り扱っている店舗等への営業

（イ）商談先の選定及びアポイントメント（商談先を8者以上用意すること）

（ウ）商談可能なレベルの通訳を手配（専門分野に対応できる通訳1人）

（エ）商談先等に対するフォローアップ

（オ）商談成立した場合、取引に関する手続きの支援

ウ その他

（ア）商談の一部には県職員が同行する。商談先との日程調整が困難な場合は、オンラインでも可とする。

（イ）商談先の選定は、県から提案することもあるので調整すること。

（ウ）商談や営業に必要な商材（茶）は、産地から必要量を手配すること。

（エ）商談時には試飲をさせるため、必要な準備をすること。

（オ）商談や営業に必要な資材の運送料も委託費に含めること。

【提案を求める内容等】

- ・今後の販路拡大に向けて、フランスを中心とした欧州での取組を求めます。
- ・商談する商品は狭山茶の4種類（ふくみどり、さやまかおり、和紅茶、有機茶）

- を想定しています。(国内の小売価格で1,000円/100g程度の品質を想定)
- ・商談は、商品の取引や評価について話し合いができる相手を求めます。
 - ・商談先の案を求めます。

(2) 県職員の渡航手配業務

ア 滞在期間

4泊6日程度((1)イの商談時期)(予定)

イ 業務内容

- ・移動手段(航空券等)の手配(2人分)
(※日本⇄フランス(パリ)、パリ市内等)
- ・宿泊の手配(2人分、基準額(1泊20,000円(税込)以内)としてシングルルーム(朝食付き))
- ・携帯電話(1台)
- ・Wi-Fiレンタル(2台)

(3) その他

ア 新型コロナウイルス感染症の影響等で、予定していた業務ができなくなった場合は、速やかに県と協議すること。

イ 新型コロナウイルス感染症の影響により県職員が渡航できなくなった場合には、提案された代替案を踏まえ、業務内容を見直し、契約変更を行うこととする。

ウ 業務に関する移動手段を確保すること。

エ 商談等で試飲に使用する水は、現地で調達(購入)可能な水(可能な限り狭山茶の良さを出せる水)を使用すること。

オ 本業務に必要な資材等を輸送するにあたっての費用を含めること。

4 委託期間

契約締結日から令和5年3月10日(金)まで

5 県への報告書類

(1) 事業計画書

受託者は、契約締結後、速やかに事業計画書として本委託業務の実施体制及びスケジュールを作成し、県に提出すること。

(2) 事業報告書

本委託業務が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して15日以内に、以下の書類を提出するものとする。

- ・業務完了報告書
- ・事業報告書(業務の実施期間、概要、業務に要した事業費等を含むもの)の作成(紙媒体(A4版)5部、電子媒体(CD-ROM又はUSBメモリ)1式)
- ・事業で作成した場合、チラシ等の資料(紙媒体(A4版)5部、電子媒体(CD-ROM又はUSBメモリ)1式)

6 関係書類等の整備

本業務実施に関する以下の関係帳簿類を整備し、業務を終了した日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保管すること。

- ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類の整備
- ・事業の実績に係る記録の整備

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の順守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することは可とする。

(3) 個人情報保護

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成17年埼玉県規則第73号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 立入検査等

県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、または事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。委託業務終了後も同様とし、これにより発生する受託者の経費は受託者の負担とする。

8 その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。